

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」改正案に対する意見募集について

令和8年5月13日
公正取引委員会

公正取引委員会は、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正案（別紙）について、下記のとおり、関係各方面から意見を募集します。

事業者が、自社の商品を購入する小売業者等に対してその商品の販売価格を指示し、これを守らせる再販売価格維持行為は、競争手段の重要な要素である価格を拘束するものであり、独占禁止法上、原則として違法となります。「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第1の2(7)では、その例外として、通常、違法とならない場合の考え方を明らかにしているところ、本改正案は、その考え方に該当する場合及び具体例を追加することで、事業者における独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てようとするものです。

記

1 意見募集対象

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」改正案

2 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 相談指導室 電話 03-3581-5481（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp

3 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）、意見提出者の属性（職業又は業種）及び団体の意見か個人の意見かを明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話及び郵送による意見は原則として受理しかねます。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) 画面中の「意見募集案件」の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」改正案に対する意見募集について」から、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」のボタンをクリックし、意見入力画面から提出を行ってください。

(2) 電子メールの場合

宛先：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課相談指導室
宛て

電子メールアドレス：ryuutori2026-O-jftc.go.jp

※ 電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。添付ファイルや URL へのリンクによる意見は受理しかねます。

※ 電子メールの件名を「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針改正案に対する意見」と明記してください。

※ 迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

4 意見提出期限

令和8年6月11日（木）18：00必着

5 意見提出上の注意

- ・ 寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。
- ・ 御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用しません。
- ・ 意見に対して個別に回答はしかねます。
- ・ 意見募集では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。